

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部改正について

(防火服)

パブリック コメント募集期間

令和8年7月6日(月) から 8月6日(木) まで

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則に定めてある消防職員用防火服の仕様を、消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインに準拠するものとして、同規則の一部を改正します。このことについて、皆様のご意見を募集します。

【経緯】

現在の防火服は平成28年度に導入しましたが、経年劣化による修繕数が年々増えていきます。また、火災現場活動や日々の訓練に対する耐久性も低下してきました。

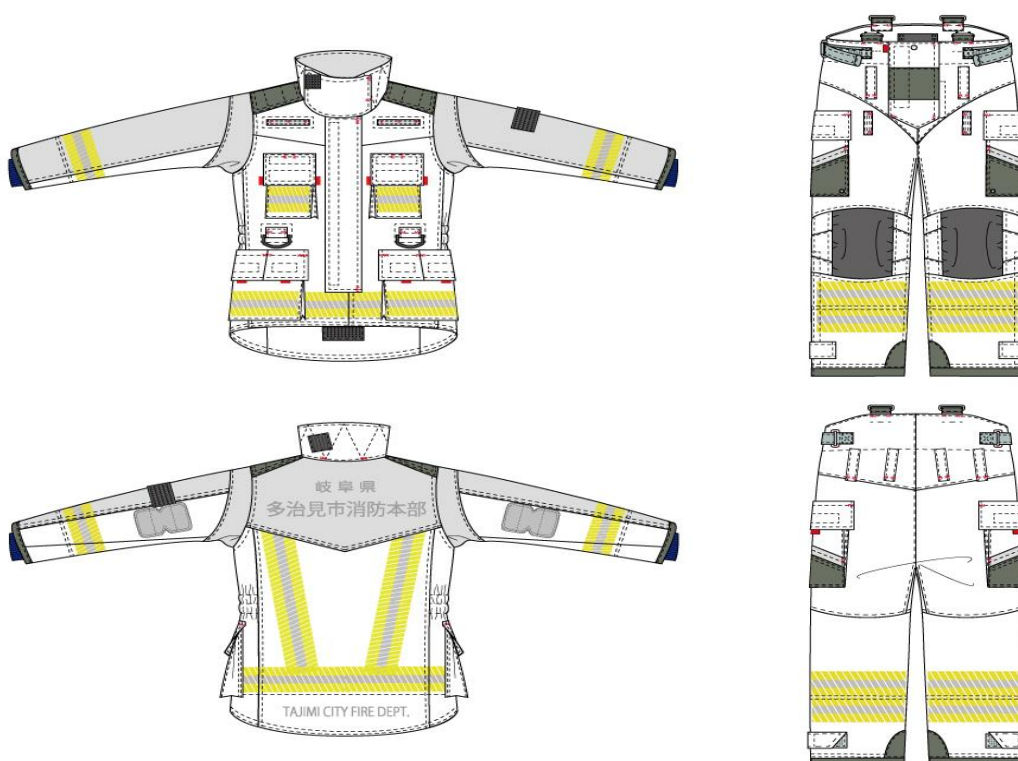
そのため、令和6年度に検討委員会を発足し、防火服の更新について検討を重ね、令和8年度、9年度の2箇年で防火服を更新します。

以上のことから、防火服の仕様について定めている、多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部改正を行います。

【主な変更点】

- ・別表1 防火帽「ガンメタリック色」制式「耐熱衝撃吸収性能」に変更となります。
- ・別表1 防火衣上衣制式「左上腕ポケット」を削除、ズボン制式「ドットボタン」を削除します。
- ・別表1 防火服上下の図面を変更します。

【参考図面(案)】



【意見提出方法】

消防課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防課

〒507-0828 多治見市三笠町 2 丁目 21 番地

Fax 0572(24)0622

Mail t-fire@city.tajimi.gifu.jp

問合せ 消防課 服部 電話 0572(22)9232 (課直通)

